

極秘通信

特定秘密保護法を廃止しよう！
2014/5/11 第9号

戦争したくない人、



はーい！

「秘密法」制定と集団的自衛権解禁の先にあるもの

「戦争遂行体制づくり」にNO！をー

共同代表 名古屋大学教授 本 秀紀

本会では常々、「秘密法は戦争への道」と指摘してきた。2007

年にアメリカとの間で結ばれた「日米軍事情報包括保護協定(GSOMIA)」で、秘密軍事情報についてアメリカと同等の保護措置をとることを約束し、2012年に自民党の総務会が決定した「国家安全保障基本法案」でも、安全保障上必要な秘密を保護する法制の整備がうたわれていた。「秘密保護法と安倍流壊憲政治は別」とする「識者」もいるが、法や制度は連動して一つの国家を形づくることを忘れてはならない。

アメリカとの関係でいえば、「秘密法」制定の背景に、日米

の軍事的一体化があることは明白である。情報収集から作戦行動の遂行まで、日米「軍」が一体となつて「安全保障」にあたる実態が進行している以上、「軍事的合理性」からすれば、軍事覇権国家のアメリカが、「日本から軍事秘密が漏れたら大変」と考えるのは当然だろう。それじゃあ、やっぱり秘密保護法は必要なのか？ 否、問われるべきは、日米の軍事的一体化でいったい何をしようとしているか、である。

国内の問題としても、「戦争のできる国」をつくろうと思えば、国民に知らせると都合の悪い情報は秘密にしなければならない。誰だつてー自分は高みの見物で、その方が儲かる者たち以外はー戦争を歓迎したりはしないからである。戦争遂行に情報統制が付き物なのは、戦前を振り返るまでもなく明らかであろう。

ここで考えたいのは、「戦争のできる国」の「戦争」とは何か、である。このことは、いま問題になっていく集団的自衛権の行使容認の意味とも重なる。集団的自衛権とは、自国が攻撃されていないのに、密接な関係にある他国が攻撃されたとき、その国と一緒に戦う権利なのだから、「自衛権」とは名ばかりの「他衛権」とでも呼ぶべきものであり、日本の場合、具体的には「米衛権」(より正確には「米衛義務」)を意味する。そうすると、そこで行われる「戦争」とは、日本が直接攻撃されるものではなく、たとえば朝

鮮半島有事の際に軍事介入した米軍が北朝鮮に攻撃されたとき、自衛隊が米軍とともに北朝鮮を攻撃することを指す。かくして、戦後一度も他国の人民を殺傷してこなかったという日本の輝かしい伝統が潰れるとともに、日本の原発は、北朝鮮の報復攻撃にさらされることになるだろう。「自衛権」の名に惑わされてはいけない。日本が攻められることが問題なのではなく、日本が攻めることこそが問題なのである。

こうして、再び他国に戦争をしかけようともくろむ国家は、軍事はもちろん、外交に関わることも、国内の「治安」関連情報も秘密にし、真実を明らかにしようとする動きを抑圧する。こうした国づくりに対し、「秘密法」反対運動の先頭に立った私たちが黙っていてよいはずがない。「秘密法」廃止運動と壊憲阻止運動は車の両輪である。

秘密保全法に反対する愛知の会

【TEL】052-953-8052

【FAX】052-953-8050

【Eメール】no_himitsu@yahoo.co.jp

【ブログ】http://nohimityu.exblog.jp

【ツイッター】https://twitter.com/himitsu_control



4月5日(土)、愛知の会の結成2周年総会を行いました。記念講演として、作家の落合恵子さんをお招きし、「社会の主役は誰? 民衆から考えるこの国のかたち」と題してお話しいただきました。会場には600人ももの参加者が集まり、講演終了後には落合さんのサインセールに長蛇の列。大盛況の記念講演でした。

秘密法廃止 ここから

落合恵子さんの講演を聞いて

愛知大学九条の会

垣内伸彦

落合恵子さんに対する印象は彼女の作品を読めばよいのですが、女子大生を中心とする若い女性に人気のある作家ということ、実は1冊も読んでいないということ、週刊金曜日の編集委員をされていることを知ったのは最近です。講演の中で、ご本人が婚外子であったこと、それで永い間不当な扱いを受け、婚外子差別の裁判闘争にも関わってきたというお話を聞き、彼女の最近の行動の原点を見たような気がしました。また、お母さんの存在が大きいよう

うで、裁判で証言される際もお母さんに後押しされたというお話でした。

彼女はスリーマイル島事件以来原発問題に関心を持ち続けていましたが、その後関心が薄れ、今回の福島事故を防げなかった

ことを反省しておられました。これは多くの人にとっても共通することではないでしょうか。私についても、主要な新聞社が原発擁護にまわったときも漫然と見ていたことを反省しないといけないと思っています。

焦点の「秘密保護法」についても、この集会には大勢集まっているが、一步会場の外に出れば多くの無関心層に出くわすことを、自身の経験を交えて報告されました。そこには会場に参加している人とは違う『悲壮感』のようなものを感じました。また、経験の豊富な方と新しく運動に参加した方の間にズレがありはしないか。新人に「そんなことも知らないの」と言っではいませんか。『新しくやってきた人に『さあ、一緒に』という気持ちが出ていませんか』という問いは、『たてがみ』を立てて走る彼女の年輪



を感じさせる言葉であったと思います。講演のなかで彼女の作品からの引用が3回ほどありましたが、理系人間の頭の中を素通りしてしまいました。児童向けの書店「クレヨンハウス」の紹介もあり、彼女の多彩な活動には感心するほかなしといったところです。集会の後、全国から集まった活動家のお話は誠に多彩で、私たちの運動も無駄ではないと感じました。

「秘密保全法に反対する愛知の会」結成2周年 秘密保護法廃止、「ここから、これから」

事務局長 弁護士 濱島博周

愛知の会が結成されたのは2012年4月2日。その前年には「秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議」による報告書が当時の民主党政政府に提出されていました。

この2年間、私たちは、ほぼ隔週での街頭アピール活動が続けるとともに、ブログを頻繁に更新し、二ニュースレター『極秘通信』を発行するなどして、情報発信に努めてきました。また、私たちは、学ぶことを大切に、独自学習会を開催したり、さまざまな地域の学習会にも講師を派遣しました。それらの学習会の回数は、2013年度だけでも90箇所ほどになりました。

このような取組みが、昨年11月21日、12月6日、本年1月24日の大集会・デモにそれぞれ数千人が参加するなど、「秘密保護法を許さない」という大きな声が愛

知で巻き起こった原動力となつたと自負しています。しかし、昨年の臨時国会での秘密保護法案の法案提出、可決強行を許してしまつたのも事実です。

総会では、この秘密保護法が日本国憲法の根本原則に真つ向から反する悪法であることを改めて確認し、現在、政府が日本版NSC設置法に加え、国家安全保障基本法までも制定して、集団的自衛権の行使も容認し、戦争する国へと日本を丸ごとつくり変えようとしている動きとひと続きであることから、秘密保護法を廃止しなければならぬという気持ちを持ちを共有しました。

今年度の活動方針としては、これまででの活動に加え、秘密保護法に反対する全国の市民や、また国民主権・民主主義・平和主義をまもる活動と広く連帯すること、秘密保護法を含む日本の情報アク

セス権・表現の自由の問題点を海外にも発信することなどを確認しました。
秘密保護法廃止、ここから、これから、です！



総会・記念講演の会場

懇親会での一幕



ちよつとはしゃぎすぎじゃないの！というくらい盛り上がった「愛知の会総会」の打ち上げと「全国交流集会」の前夜祭を兼ねた『懇親会』は、予想を超えた80余名（約半数は県外）の参加で開催されました。

懇親会実行委員は参加申込み受付に奔走しましたが、当日まで掴み切れず開会までハラハラでした。開会後は、事前の打ち合わせや準備はどこへやら、実際はほとんどアドリブで進行。宴会部長の機転の利く采配で、小道具も大いに活用して頂き、歌あり、寸劇あり、独演あり、被り物や囃子ありで大変盛り上がりました。ある意味、総会や交流会など、格式ばった場では聞けない裏話や隠し芸を知り、全国の仲間と親睦を深めました。これが翌日の交流会の和みや糧になったのでは（自己満足！）。

呑み（飲み）過ぎ？いや、カンパも含め少々の黒字でした。ご協力有り難うございました。

4・5懇親会は元気のもと
会員（宴会副部長） 林秀治

「秘密法に反対する全国ネットワーク」 第1回全国交流集会

会員 近藤ゆり子

4月6日、「秘密法に反対する全国ネットワーク」第1回全国交流集会には、15都府県・26団体、160人が参加し、大成功でした。

午前中は、秘密法を巡る情報共有のために、①省庁間協議の情報不開示と訴訟、②情報保全隊訴訟から見えてくる秘密法の問題、③秘密保護法対策全国弁護団の結成、④国際基準からみた秘密法の問題点、などの報告を受けました。

午後は、いくつかのテーマで参加団体からの報告をいただき、活発に意見交換し、討論しました。以下は、「秘密保護法やだネット長野」のIさん(41)のレポートです。

* * * * *

秘密法(反対全国ネットワーク)交流集会では長野県から特別報告というところで「特定秘密保護法の廃止を求めるあちの会」事務局長のK

さん(28)と副事務局長のOさん(31)、「ストップ秘密保護法・信州ML管理人会」のM弁護士、やだネットのNさん(28)が発言しました。実はこの3つの会が実際の会議の場で交流するのは初めてでして、そういった意味からも貴重な場でした。

M弁護士は「人格の発露」の活動の大切さを話されました。

「あちの会」は村の満蒙開拓団の歴史を語り継ぐ活動、日本の経済のありかたに疑問をもつIさんの若者たちをあたたかく迎え入れてくれる村の生活が土台になって、若い世代がのびのびと活動している様子を報告し、「自分の職業や趣味、生活と法のかかわりの学習が大切」と発言しました。

Nさんは「運動をいろんな所で可視化し、漠然と不安を感じている人に広げたい」という思いから

やだネットの活動をふりかえり、「生活と政治を分けるんじゃないくて、同じ生きてく上で必要なものという並びに、生活と政治というものを並べること。生活に関係するという現実感、リアリティを秘密法についても持つてもらいたいこと、それがより多くの人に感心を持つてもらおうきっかけではないか」と発言しました。

Oさんは「言葉、コール、絵など：一人ひとりの思いや表現が大事にされている点が、長野の3つの報告に共通していたように思います」と話しました。

* * * * *

最後に、集会アピールを採択し、全国ネットワークの活動をさらに広げていくことを確認しました。

〈集会アピール抜粋〉

討論と交歓を深めて、私たちは、一層の確信をもちました。支持政党も運動経緯も異なり、世代も運動のスタイルも違う広範な人々が、自律性・自主性を大事にしながら手を繋いでいくこの運動は、ますます広がり、大きな輪

となつて、必ずや成功することでしょう。なぜなら、この運動のあり方こそが、国民の目・耳・口を塞ぎ民主主義を圧殺する秘密法を、根底から打ち砕いていくことに他ならないからです。私たちは、すべての人々に呼びかけます。全国津々浦々で、声を上げましょう。声を繋ぎ、輪をつくりましょう。秘密法をロックし、廃止する運動を、ともに闘いましょう。



アップリケの「ききタイ」



憲法骨抜きNO! ねりまの提灯行列

「秘密法に反対する全国ネットワーク」には、4月20日現在、全国28都道府県・58団体が参加しています。



講演会「国家安全保障基
本法と秘密保護法」

会員 加藤けい子

3月6日、「ロックアクトシ
ョン」の一環として、「特定秘密
保護法に反対する愛知大学教
職員有志」との共催で、名古
屋学院大学准教授の飯島滋明
さん(憲法・平和学)による講
演会を開催。170人が参加しま
した。

「安倍政権は本当に戦争しよ
うとしている」と感じました。飯
島先生は、海外での武力行使をす
るためには、①海外派兵のための
装備、②国民や自治体の協力体制
が必要であり、その準備をしてい
るのが安倍政権だと指摘されま
した。国民の洗脳と教育・事実の
隠ぺいによって、戦争にみずから
すすんで協力する、主権者ならざ
る国民をつくる。国家安全保障基
本法案と特定秘密保護法はまさ
にそのためのもの。国家安全保障

基本法案では、国民や自治体には
安全保障施策への協力義務が課
せられ、教育・科学技術・建設・
運輸・通信その他すべてに安全保
障上の配慮を要求される。特定秘
密保護法がこれにリンクする。す
べてが国益・国防のために制限さ
れ、違反したと政府が認定すれば
罰せられる社会になる。

これのどこが問題なのか、飯島
先生はこう語りました。『国のた
め』と国民に死を強要した権力者
は国のために死なず、いざとい
うときには逃げ出した。だからこそ
平和憲法があるのだ」と。ベトナ
ム戦争での米軍兵士の残虐行為
については耳を覆いたくなりま
した。「手足を縛った犠牲者に、
口から溢れるまで汚物・石鹸の混
じった水を注ぎこむ。灼熱のはさ
みで胸部、大腿部の肉をはぎ取っ
ていく」・・・侵略した兵士は人間
性を破壊され、こんなことをさせ
られる。残虐行為は、イラク戦争
でも、大日本帝国軍隊でもあった
ことです。戦争をすることの怖し
さを再確認しました。



こんなことは絶対にイヤです。
そのために私たちは集会やデモ
など様々なかたちで意思表示し
なくてはならない。私たちは主権
者なのだから、安倍政権の暴走を
止める義務があると確信しまし
た。
閉会の挨拶では、中谷共同代表
が「秘密法は廃止できると確信し
ている」と力強く表明され、万雷
の拍手でした。がんばりましょ
う。

「決まってるからでない」と公開しない」 処分見直しにみる国の姿勢を批判する

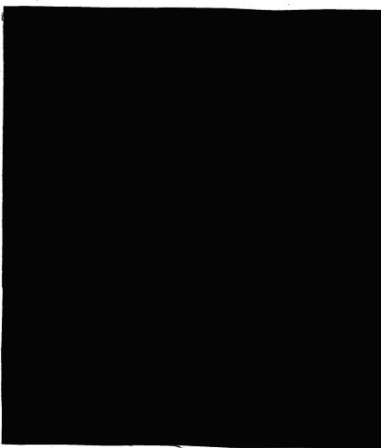
情報公開市民センター理事長 弁護士 新海聡

秘密保護法に関する立法過程の文書の開示請求を国（内閣情報調査室）にしたのは2012年3月。請求をうけた国は文書の一部を開示したものの、1994枚の対象文書のうち、文書の内容が不開示とされたものは1382枚に上った。

その理由はおおきく分けて二つ。また制定されていない法律に関する検討資料や法律案が明らかになると、国民の間に不当な混乱が生じたり、立法作業が外国勢力などによって妨害される、というものと、外国から入手した情報は外国との信頼関係を害するので、公にできない、というものだ。名古屋地裁に提訴した不開示処分取消訴訟では、不当な混乱とは何か、外国との信頼関係を害することなどあるのか、といったことが当然に争点となっている。

ところが、当の秘密保護法は

特別秘密の保護に関する法律（仮称）第〇条第〇項に基づく
適性評価調査票（イメージ）



2013年12月に成立してしまっただけで、成立していかないことを不開示の理由とすることはナンセンスだ。不開示処分を見直し、という私たちの要求を受け、国も本年1月、2月に、以前の不開示処分を見直し、あらたな処分をしてきた。

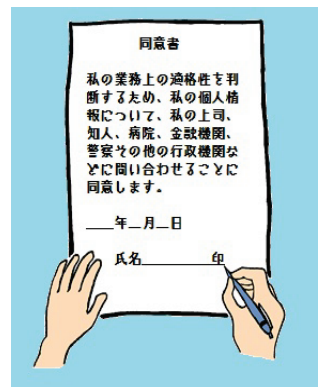
その結果、法案審議の内容やその資料で不開示のまま残されているのは1994枚中75枚となった。では、いまだに国が不開示にこだわる75枚の文書の中身は何か。

外国政府から入手した情報は依然、この中に含まれるが、それ以外はほとんどが適性評価に関する政府内での検討資料だ。決まっていけないものは不開示しない、という理由から、適性評価の実施基準や実施方法などを秘密保護法が政令に委任していることを踏まえたものであろう。

しかし、既に法律は制定されている。政令の制定過程で国が想定した、「未成熟な検討内容が政府の最終的な方針であるとの誤解や憶測を招きかねないこと」、「未成熟な関係省庁の意見が当該省庁の最終的な見解であるとの誤解や憶測を招きかねないこと」によって国民の間に混乱が生じる、という事態が生じることは、およそあり得ないはずだ。

結局、最終的に意思決定をするまでの間の情報は、反対世論が発生しないように、すべて不開示とする、という姿勢を国はここで明確に打ち出してきたのだ。

この姿勢が、秘密保護法制定後の不開示の連鎖の一つかどうか



については、外国政府から入手した情報の不開示についてどのような説明をするかも含め、次回期日までに行われる国の主張に注目すべきである。ただ、すくなくともこれが、情報公開法1条のいう「政府の有する諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資する」という目的と敵対することは明らかだ。

秘密保護法は政令や政府の決定に委ねられた事項が極めて多いことが批判の対象となっている。だからこそ、政令や政府に決定が委ねられた事項に関する情報が公開される必要があるのだ。政令制定過程を、私たちは注視しないといけない。

国際人権規約にも矛盾する秘密保護法

愛知の会・国際情報部会

2013年11月、国連人権理事会の特別報告者や、国連人権高等弁務官までもが秘密保護法案に「強い懸念」を示しました。昨年講師としてお招きした藤田早苗さんが秘密保護法の国際法上の問題点を指摘している記事をご紹介します。(中日新聞2014年4月11日)

秘密保護法 言わねばならないこと

国連人権機関のトップであるピレイ国連人権高等弁務官は特定秘密保護法について、国連の「市民的、政治的権利に関する国際規



ふじた・さなえ 英エセックス大人権センター研究員。名古屋大学院国際開発研究科修士。工大で国際人権法修士号、法学博士号取得後、2009年から現職。

人権問題の専門家・藤田早苗氏

条約との矛盾 認識せよ

「情報が曖昧と、懸念を表明している。自由権規約は一九九条に「情報にアクセスする権利」を明記し、まずは公開を前提とすべしと求めている。この権利を法律で制限

記事中で紹介されているように、国連人権高等弁務官ナビ・ピレイ氏は、日本政府からの法律の正式英訳を待つて、日本政府と引き続き対話を持ちたいと

の意向を示しています。藤田さんは友人と秘密保護法の条文を英訳し、3月初めに、国連とジュネーブ駐在の日本代表部に手渡ししました。

あるとしている。こうした指摘を安倍晋三首相は無視した。条約締結国の義務を理解していないのではないか。憲法九八条二項は「日本国が締結した

法律より上位のものだから、条約に反する国内法は改定・廃止しなくてはならない。日本政府は国際組織犯罪防止条約の批准のため共謀罪新設が必要と主張し、条約と国内法の整合性を問題にする。他方で自由権規約と秘密保護法の整合性を無視するというのは自己矛盾だ。

七月には自由権規約委員会による審査があり、秘密保護法も議論される。ピレイ高等弁務官も日本政府と議論を続けるという。政府は真摯に対応すべきだ。

一方で、日本政府は法律の成立から4ヶ月以上経っても英訳しないでいます。これは日本外務省が無能なのではなく、ナビ・ピレイ氏の任期が今年8月で切れるのを見越して、わざと引き延ばしていると思われまます。早急に英訳を完成させ、国連との対話を始めるよう、日本政府に強く要求したいと思えます。

自由権規約(条約)はこの条約加盟国に、内部委員会による審査を定期的に行うことを義務づけています。今年7月に行われる第6回日本審査は、前回2008年10月以来のもので、これも活用するとともに、日本政府の対応に注目して行きたいです。

今後のイベント情報（愛知）

- ★5/20(火) 12:00～13:00
街頭宣伝 @栄バスターミナル
- ★5/25(日) 13:30～16:30 みずほ9条の会講演会
@名古屋市立大学本部棟4階ホール
講師：中谷雄二弁護士
- ★5/31(土) 13:30～へきなん9条の会学習会
@碧南文化会館 講師：北村栄弁護士
- ★5/31(土) 14:00～国際人権活動愛知連絡会学習会
「国際人権機関からの催告を履行させ秘密保護法を撤廃させよう！」 講師：高森裕司弁護士
@労働会館本館第4会議室
- ★6/6(金) 18:30～20:30
「集团的自衛権と秘密保護法～戦争をさせないために」
@愛知大学車道校舎 講師：中谷雄二弁護士
- ★6/20(金) 18:00～集会、19:00～デモ（予定）
集团的自衛権と秘密保護法に反対する大集会
@栄周辺

今後のイベント情報（全国）

- ★【東京】5/12(月) 18:30～憲法しゃべり場
「知っていますか『秘密保護法』のヒミツ」
@練馬区民産業プラザ研修室2 講師：清水雅彦氏
- ★【神奈川】5/17(土) 14:00～17:00
はね返そう！秘密保護法5.17市民集会
@かながわ県民センターホール 講演：白井聡氏
- ★【長野】5/18(日) 14:00～集会、14:30～デモ
第5回秘密保護法やだねデモ
@長野市港千歳公園
- ★【福岡】5/21(水) 18:30～DVD上映会
「レーン・宮澤事件 もうひとつの12月8日」
@ふくふくプラザ602研修室
- ★【京都】5/24(土) 14:00～憲法記念春のつどい
@キャンパスプラザ京都第1講義室
講演：森英樹氏、報告：秘密保護法、教育問題など
- ★【広島】5/25(日) 14:00～保険医協会講演会
@リーガロイヤルホテル 講師：青木理氏

会員募集中！

秘密保全法に反対する愛知の会は、主に愛知県に住む弁護士や市民・市民団体が集まって2012年4月に結成した団体です。秘密保護法成立後も、全国ネットワークを呼びかけ、各地の「反対する会」と連携しながら、秘密保護法廃止に向けて元気に活動中！

愛知の会では、特定秘密保護法に反対する仲間を大募集しています！会員には企画のお知らせや極秘通信をお届けします。当会の活動（チラシや極秘通信・展示物の作成・配布、イベントの会場費など）は、すべて会費とカンパのみで行っています。カンパによるご支援も大歓迎！入会希望・カンパ希望の方は、当会までお振り込みください。（年会費：個人1口1000円、団体1口3000円）

【振込先】郵便振替口座

00840-3-214850
「秘密保全法に反対する愛知の会」

編集後記

編集長 弁護士 矢崎曉子

警察の保管する指紋を米国に提供する法案が4月17日に衆院を通過しました。「犯罪をやるかどうか調べるため」だけで無罪や不起訴を含む1040万人分の指紋と個人情報を提供する、と。

監視社会化が強まっています。昨年5月、個人情報をもとめにする「共通番号法」ができました。現在「通信傍受法」（盗聴法）の範囲を拡大し、「テロ関連犯罪」などの捜査として電話や会話の盗聴が目論まれています。秘密保護法の「テロ防止情報」「共謀罪」と結びついた濫用が心配です。今年4月にはJR大阪駅で監視カメラによる顔認証追跡実験が実施されそうになりました。東京ではすでに警視庁が三次元顔形状データベースと民間の監視カメラを用いた自動照合システムを試験運用しました。「東京オリンピックをテロから守る」「テロと戦う」と言われると「うーんそれじゃ仕方ないかも」・・・いや、やっぱりいくらなんでもやりすぎ。国から見張られて「いい国民」であることを強制される社会は、気持ち悪い。